

天理市の職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

## 天理市規則第5号

天理市の職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

天理市の職員の定年等に関する規則（昭和60年7月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項の規定により」を「の規定に基づき」に改める。

第4条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 条例第9条の規定により異動期間を延長するとき。

(7) 条例第9条の規定により延長した異動期間の期限を繰り上げるとき。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(異動期間の延長等に係る同意)

第5条 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合又は他の管理監督職に降任等をする場合における条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

第6条の次に次の4条を加える。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第7条 条例第12条及び第13条第1項の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）に関して規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無  
その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）が当然に退職する場合  
(定年前再任用に関する報告)

第9条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 天理市の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月天理市条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）による改正後の天理市の職員の定年等に関する条例附則第5項に規定する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

2 前項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、次に掲げる事項に関する意思を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意思
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項に関する意思

(令和4年改正条例附則第3条第2項の規則で定める職及び職員)

第3条 令和4年改正条例附則第3条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び

次条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例による改正前の天理市の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和4年改正条例附則第3条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(令和4年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第4条 令和4年改正条例附則第11条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(令和4年改正条例による改正後の天理市の職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和4年改正条例附則第11条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 令和4年改正条例附則第11条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合に

において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用職員の選考に用いる情報)

第5条 令和4年改正条例附則第4条から第7条までの規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用（令和4年改正条例附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

(暫定再任用職員の辞令の交付等)

第6条 任命権者は、暫定再任用職員に任用する場合、暫定再任用職員の任期を更新する場合又は任期の満了により職員が当然退職する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、任期の満了により退職する場合において辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

2 令和4年改正条例附則第4条第5項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

(暫定再任用職員に関する報告)

第7条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告するものとする。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況

(情報の提供)

第8条 令和4年改正条例による改正後の天理市の職員の定年等に関する条例附則第5項に規定する情報の提供は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容に関する情報に限る。）とする。

- (1) 令和4年改正条例による改正後の天理市の職員の定年等に関する条例第6条から第9条までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限並びにこれらの特例に関する情報
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
- (3) 年齢60年に達した日後における最初の4月1日における当該職員の給料月額及び給与に関する情報（前号に規定する定年前再任用短時間勤務職員に任用された場合も含む。）
- (4) 当該職員が年齢60年に達した日以後における最初の3月31日に退職した場合の退職手当の額及び定年により退職をしたものと仮定した場合における退職手当の額（これらのいずれも非違によることなく退職をした場合に限る。）に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める勤務条件その他任用に関する情報